

大阪市立野里小学校 「学校いじめ防止基本方針」

自分の思いや考えを自分の言葉で伝える ～ただしく なかよく たくましく～

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、児童の健全育成のために「野里小学校いじめ基本方針」を策定する。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- (1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組
- (2) 未然防止・早期発見のための取組
- (3) 家庭・地域との連携

3. いじめの未然防止についての取組

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 授業改善について
 - ① ユニバーサルデザインを取り入れた教室環境・学習環境を整える。
 - ② 問題解決型授業を構築し、わかる授業、児童が学びの実感を持てる授業を進める。
 - ③ 教員全員が公開授業を行い、実践交流をすることで指導力の向上をめざす。
- (2) 自己有用感を高める工夫
 - ① 学級集団づくりにおいて、思いや考えを自分の言葉で表現するとともに、友だちのよさに気づき、協力することの大切さが理解できるようにする。係やクラブ・委員会の仕事など役割分担をし、活動することで人の役に立つ喜びや学級の一員であるという存在感を育てていく。
 - ② 自己肯定感を高め、互いの違いを認め合える集団づくりを進める。
 - ③ たてわり班活動を通して、高学年はリーダーとしての自覚を持たせ、低学年にはみんなで活動することの楽しさを味わわせる。自主的な活動を通して、やり遂げた充実感を児童が味わえるようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 教材や資料をもとに考え、意見交流を通して道徳的実践力を身につける。
- ② 命の大切さを知り、自分や友だちを大切にできる児童を育てる。
- ③ 学級活動などで学級の課題について話し合う機会をもち、よりよい学級集団を築こうとする意欲を高める。また、一人一人を大切にし、お互いのことを認め合い高め合う集団づくりを進める。
- ④ スマートフォンや携帯電話の正しい使い方を指導する。特に、メール・SNSの利用については保護者にも啓発していく。

4. いじめの早期発見についての取組

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候でも、いじめの疑いをもって早い段階から関わり、いじめを隠したり軽視せず、積極的に認知する。

- (1) 生活指導担当が中心となり、児童の実態を全教職員で情報共有して指導にあたる。
学年を超えて情報交換しやすい職員間の雰囲気づくりに努め、全教職員で児童一人一人の問題に関わるというスタンスを大切にし、問題が起きたときには誰にでも相談できるという人間関係を培う。
- (2) 気になる児童については、ささいなことでも時系列で事情や行動を記録し、いつでも情報交換、連携がとれるようにする。
- (3) 「いじめに関するアンケート」を実施し、出てきた問題点について児童に聞き取りをする。心配・重大な事案については、管理職・生活指導部長・教務に報告し、問題の解決にあたる。
- (4) 気になる児童についてはスクールカウンセラーと連携し、保護者も含めてカウンセリングを行う。

5. いじめの早期解決についての取組

発見・通報を受けた場合、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ事案が発覚したときには、速やかに管理職・生活指導部長・教務に報告し、問題の共有化をはかり、解決への道筋を検討する。
- (2) 被害児童の状況、心情を把握し、いじめがこれ以上継続、深刻化しないように保護する。加害児童については、いじめに至った経緯を丁寧に聞き取り、自分の行動を十分振り返る機会を取る。二度と友達を傷つけることがないように指導を行い、その事案だけでなく継続的に注意深く観察する。
- (3) 双方の家庭と連絡をとり、事実確認したことを伝え、児童にとって一番良い解決方法を提示し、家庭と連携をとって解決・指導にあたる。
- (4) ネット、スマホ、携帯等を使ったメール・SNSによる問題行動など、いじめが認められた場合は、速やかに保護者と連携し、解決・指導にあたる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 校内いじめ未然防止委員会

構成：管理職・生活指導部長・教務・学年主任・学級担任

(必要に応じて、養護教諭・特別支援教育担当・人権教育担当等)

役割：いじめの疑いや児童生徒の問題行動に関わる情報の収集・記録・共有を行う。

いじめの疑いを受けて緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

時期等：回数事案発生時に設置し、必要に応じて、複数回持つ。

② 【年間計画】 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 (適宜) ・児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回 (6月・10月・1月)

③ 【研修会】 人権教育実践研修会 (1月)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① 学校だよりやホームページなどを通して、情報発信・啓発を行う。

② 保護者の悩みや要望を受けとめることができる相談体制の整備を行う。

(3) 取組内容の検証

① 「運営に関する計画」において、道徳・社会性の育成のための取組を評価し、その成果を検証する。課題については改善する。

② 学校協議会等で事案の概要について説明し、学校の取組について検証を行う。

7. 重大事案への対処

(1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速かに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ・ 学校は上記のような重大事案が発生した場合、当該調査の公平性・中立性を確保し、誠意ある対応を行う。窓口は一本化する。
- ・ 学校は、教育委員会と連携しながら第3者も含めた適切な重大事案に関する調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童・その保護者に対して事実関係・調査により明らかになった情報を適時・適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

